

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成29年 12月 12日

案件名	待機児童対策のさらなる推進及び市単独扶助費等の見直しについて												
所管	こども・若者未来	局 区	部	こども・若者政策課 保育課	課	担当者	内線						
概要	<p>就学前児童数は減少しているものの、女性の就労増加などを要因に本市の保育所等利用申込者数は年々増加している。本市の待機児童数は3年連続でゼロとなっているが、施設整備のほか現状の施策のみでは保育需要の増加への対応が困難な状況にあるため、待機や保留児童の解消に向けたさらなる取組について協議するもの。</p> <p>併せて児童の受入促進や財政的な視点を踏まえた、保育所運営に係る市単独扶助費等の見直しについて協議するもの。</p>												
審議内容(論点)	<p>1 待機児童対策のさらなる推進について 年度限定保育事業について 幼稚園型認定こども園及び幼稚園における2歳児の受入促進について 幼稚園における開所時間延長支援について</p> <p>2 保育所運営に係る市単独扶助費等の見直しについて</p>												
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び 実施計画事業名	施策4 子育て環境の充実 保育所待機児童対策推進事業										
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	12月	5日	政策調整会議	年	月	日					
	局・区経営会議	平成29年	12月	18日	政策会議	年	月	日					
日程等調整事項	条例等の調整	要綱 制定あり	議会上程時期			報道への情報提供			なし				
	パブリックコメント	なし	時期			議会への情報提供			なし				
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報等の目的外利用等			なし							
検討経過等	関係部局との調整		関係部局名等			調整項目			調整状況				
打合せ・会議の経過													
		月日	会議名等			内容							
		H29.12.5	関係課長会議			待機児童対策のさらなる推進及び市単独扶助費等の見直しについて							
		H29.12.12	事務事業調整会議			待機児童対策のさらなる推進及び市単独扶助費等の見直しについて							
備考													
関係課長会議の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。(局経営会議)												
関係課長会議の出席課・機関等	企画政策課	経営監理課	財務課	健康福祉総務室	緑子育て支援センター	中央子育て支援センター	南子育て支援センター	こども・若者政策課	保育課				
これまでの庁議での主な意見	<p>[関係課長会議] 年度限定保育は暫定的に実施するものと思うが、期間を区切って検証する考えはないか。 新規開設園の空きスペース等を利用して実施する事業であり、待機や保留児童が解消されるまでの間の時限的な事業であるため、事業期間の設定は考えていない。 幼稚園等の施設改修については、保健所等の指導基準に合致した適切な施設が整備できるよう指導すべきではないか。 保健所等に基準を確認する。 運営助成は削減と併せて拡充もあるが、各施設の会計状況などの確認は行ったのか。 各施設の運営状況は開設時期や施設の設置方法等により差があるが、今回の見直しのうち削減だけを実施すると、収支バランスに影響が出る施設があることを確認している。 支援保育における対象要件の拡充は、保護者から寄せられた改善要望に応えるということか。 保育士の追加配置が必要になるなど保育現場の実情から必要と判断したものであり、保護者の保育ニーズに幅広く応えていくための改善でもある。</p> <p>[事務事業調整会議] 幼稚園の開所時間延長支援について、夏休みなどの期間はどうか。 開所を基本とする。 年度限定保育で入園した児童について、利用期間の終了に伴い入所保留となることは無いのか。 保留となることもあり得るため、保護者に理解を得た上で事業を利用していただく。 保育料の見直しに向けた検討は。 国において幼児教育・保育の無償化が検討されているため、この動向を踏まえた検討が必要と考える。</p>												

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

1 待機児童対策のさらなる推進について

保育所等利用申込者数の増加に対応したさらなる待機児童対策として、以下の取組を実施する。

年度限定保育事業

新設保育所の空き定員を活用して低年齢児を時限的に受け入れる緊急一時預かり事業を実施する。

幼稚園型認定こども園及び幼稚園における2歳児の受入促進

2歳児受入れのための施設改修事業及び2歳児限定小規模保育事業を実施する。

幼稚園における開所時間延長支援

幼稚園における開所時間延長を支援する。

2 保育所運営に係る市単独扶助費等の見直し

児童の受入促進や財政的な視点を踏まえ、保育所運営に係る市単独扶助費等の見直しを図る。

【廃止】保育士等加配加算(特別保育分)

特別保育の実施や低年齢児の受入割合が高い施設に対し、実施事業数に応じて助成

【拡充】アレルギー児対応加算

食事の提供環境の充実や重大事故の防止を図るための助成

キャリアアップ研修代替職員雇用費加算

保育士の処遇及び資質向上のための研修受講に必要な代替職員を確保するための助成

(2) 事業スケジュール

年度限定保育事業	幼稚園等における2歳児の受入れ促進	市単独補助事業の見直し
平成29年12月～ 運営法人への説明・調整	平成30年5月～ 事業周知	平成29年3月 私立保育園園長会と保育課
平成30年2月 保護者への周知	平成30年7月 交付申請受付	による検討会を立ち上げ
平成30年3月 保護者と園の契約締結	平成30年7月 認可申請、認定変更届受付	平成29年3月～8月 協議実施(延べ6回)
平成30年4月 受入開始	平成30年8月 工事着手	平成29年8月 見直し(案)合意
	平成30年10月 入所受付開始	平成29年9月 園長会にて見直し(案)説明
	平成31年4月 開所、受入開始	平成30年4月 見直し実施

(3) 事業経費・財源

年度限定保育事業

事業費: 38,880千円(一時保育促進事業補助金)

(財源) 国庫10,320千円 / 県費10,320千円 / 一般財源18,240千円

幼稚園等における2歳児の受入促進

事業費: 11,993千円(施設整備費補助金)

(財源) 国庫9,840千円 / 一般財源2,153千円

幼稚園における開所時間延長支援

事業費: 7,200千円(私立幼稚園運営助成事業)

(財源) 全額一般財源

(4) 事業実施の効果

1 待機児童対策のさらなる推進

新設保育所の空き施設や法人保育人材を活用することにより、保留児童が多い1・2歳児の受入枠の拡充につながる。

幼稚園等における2歳児の受入促進により保育所等利用申込者の低減が図られる。また、開所時間の延長により保育所等と同等の預かりが可能となり、保育の受け皿機能が充実する。

2 保育所運営に係る市単独扶助費等の見直し

特別な配慮や支援が必要な児童の保育ニーズへの対応や、より安全な保育環境の整備に繋がるとともに、財政面での見直しが図られる。

こども・若者未来局経営会議 議事録

開催日 平成29年12月18日(月)

出席者 梅沢副市長 こども・若者未来局長 こども・若者未来局次長
こども・若者政策課長 保育課長 緑子育て支援センター所長
中央子育て支援センター所長 南子育て支援センター所長

1 待機児童対策のさらなる推進及び市単独扶助費等の見直しについて

(説明者：こども・若者未来局次長)

(1) 主な意見等

相模原市子ども・子育て支援事業計画の計画値と比べると、保育所等の利用申込者数の見込みは増えているのか。

当初計画よりも大幅増が見込まれるため、平成29年度に中間年の見直しを行い、計画上の見込数及び確保量の数値を変更した。

年度限定保育事業の受入枠は、確保できるのか。また、利用は原則として1年度とするのか。

平成30年4月に開所を予定している保育園にすでに打診をしており、確保できる見込みである。あくまでも、一時預かりとしての保育のため、原則1年度とするが、園と調整したうえで、可能な範囲で2年度の利用もできることとする。

扶助費の見直しについて、保育園には事前説明をしているか。

園長会を通じて説明を行っている。一律の補助から実績に応じた補助に変更するものである。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

以 上